

ワイマール共和国の教育改革に関する一考察

井上敏博

序章

1) 新教育運動と教育改革

19世紀末に胎動したヨーロッパの新教育運動は、今世紀に入り、特に第一次世界大戦の終結後、既存の教育と教育制度を克服する試みとして大きな潮流を形成していった。ドイツにおいても、「11月革命」を経て成立したワイマール共和国の時代に、例えば、エストライヒを指導者とする「徹底的学校改革者同盟」、ハンブルグ、ブレーメンなど北ドイツの諸都市で推進された「生活共同体学校」、シュタイナーを創設者とする「自由ヴァルドルフ学校」、ペーターゼンが指導した「イエナプラン」等々に代表される数多くの改革運動⁽¹⁾が展開されていったのである。こうした新教育運動は、「児童から」(Vom Kinde aus)の言葉に象徴される児童中心主義の教育思想に立って、公教育の画一主義、形式主義を批判し、新たな教育課程、教具教材、教育方法を提起するものであった。と同時に、新教育運動は、それらに対応した革新的な学校の組織—学校経営や教育行政のあり方を求め、従来への体制への批判的検討と新たな構想の提起をすすめるものであった。この点に関して次のような指摘がある。

「ハンブルグ文部省刊行の小冊子“民主主義における学校自治”は、プロイセンドイツ帝国の国権主義的教育体制のもとにおいても、教育の自由をもとめる運動がつづけられたことをのべ、それがワイマール教育体制の成立とともに具体化した経緯をつぎのようにのべている。……引用文中みられる、ハインリッヒ・ヴォルフガングやヨハネス・ランゲルマンは、知る者ぞ知る芸術教育運動の指導者であり、ワイマール共和国において開花したドイツ新教育運動——「児童から」Vom Kinde ausの運動の先人の一人である。この国における「教育の自由」をもとめ「教師の教育行政参与」の必要を説く運動が新教育運動と伴ってすすめられて来たことはわれわれにとって興味深い。」⁽²⁾

19世紀後半に成立したドイツの近代公教育の現実においては、絶対主義の時代に形成された中央集権的機構が温存活用され、学校は国（教育行政）からの強い統制・監督下におかれていた、このような現実と直面しながら新教育運動の理論と実践が真に結実していくためには、必然的に旧来の学校経営や教育行政のあり方を変革する方途を追求するところとなったのである。したがって、ワイマール期の教育改革の分析を試みる場合、教育の内容方法論的視点からの考察と教育の組織・行政論的視点からの考察が総合的にとらえられていく必要があるが、従来の研究は、ワイマール期の教育改革や新教育運動を、前者の視点からのみ考察する方法が多く総合的な考察や意義づけに欠ける傾向にあったように思われる。小論においては前者の視点を尊重しつつ後者の視点から再度ワイマール期の教育改革や新教育運動の歴史的意義と課題点を明かにしてみたいと考えている。本論に入る前に、上記の教育の組織・行政論的視点ということにかかわって、近代国家における教育行政の中央集権と地方分権の問題、及びドイツの教育行政制度の歴史的特質について一定の視点を提示しておきたい。

2) 教育行政のドイツ型とイギリス型

一般に、西洋の先進諸国は、19世紀後半に至り、国民教育制度としての近代公教育制度を確立したと指摘されているが、そこにおいては、各国の政治的社会的条件又文化的宗教的条件の特質とかがかわって、教育行政の形態と機能が、大きく相違した形で形成維持せしめられているのである。なかでも、ドイツと、イギリス・アメリカのそれらとがかなり対照的なものとして形成された歴史的事実は興味深い。

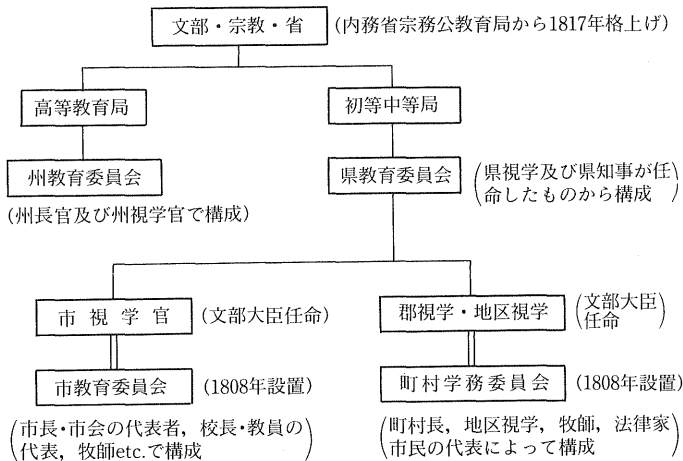
この点、例えば、比較教育学者、I.L.キャンデルは、教育行政制度に「中央集権型」と「地方分権型」がみられ、「前者は、教育の過程のすべての局面に統制を及ぼすことを自己の任務としているのに対し、後者は、最小限の基準を設定し、残りを地方のイニシアチブに委ねることで満足している。」⁽³⁾と分析している。そしてキャンデルは、具体的に前者の例として、プロイセンの「一般地方法」(Allgemeine Landrecht 1794)にみられる教育行政形態を挙げるとともに、後者の例としてイギリスを挙げ「(イギリスにおいては)国の教育行政の任務とは地方に対して補助金を与え助言し、教育を統制するよりは刺激を与えることにありとされ、教育組織は、かくて国家主権の発動としてではなく地方の努力創意によって発展してきたのである。アメリカにおける発展過程もこれと同様である。」⁽⁴⁾と指摘している。

このように、キャンデルも指摘しているように、イギリスやアメリカにおいては、教育行政は、地方自治を基調とし、教育計画の基本的部分は、地方によって策定実施され公的助成等に限って中央政府が関与するのが建前となっているのに対し、ドイツにおいては、関係はまったく逆になっている。すなわち、教育の内的事項(Interna)は中央政府が掌握し、外的事項(Externa)に関

してのみ地方自治が許容されるという行政形態が歴史的に形成されてきたのであった。

このようなドイツの教育行政形態は、歴史的にみると、プロイセン絶対王政の末期においてほぼその輪郭が定められており、19世紀の近代化の過程のなか、地方自治や世俗化についての一定の改良措置がなされつつも集権的教育行政機構として、19世紀後半の第2帝政期にその制度的確立をみたものである。⁽⁵⁾そして、このプロイセンドイツの教育行政体制に対して、19世紀後半胎動し、20世紀に本格的に展開していった新教育運動においても、教育行政改革が大きな課題として意識され、さまざまな改革構想も提起されていったのである。このようなところから、ワイマール期の教育改革においてはその重要課題として、教育行政の改良、さらには変革の方途をめぐる問題があったのであり、この課題の解決が、教育改革全体の成否を握る鍵であったともいえる。それは、高らかに、民主主義を標榜したワイマール教育体制が、わずか10年余の後、ナチスの全体主義勢力によって変転せしめられてしまった歴史の過程をみてみれば首肯しうる点である。そこには、新しい教育実践への志向とタイアップして、民主主義を具現化する学校の組織や教育行政改革が十分に確立せしめられなかった歴史的事情があったのであり、その背景には、「憲法は変れど行政法は存続する」⁽⁶⁾といわしめた旧来の行政構造と官僚制の温存の問題があったし、指導者層においても市民レベルにおいても「共和主義者なき共和制、民主主義者なき民主制」⁽⁷⁾と指摘されるような、「共和制」「民主制」に対する意識の脆弱さがあったことは明かである。

(注) 「プロイセンドイツ型」教育行政機構の歴史的モデルとして19世紀後半のドイツ帝国期の教育行政機構が挙げられているが、その基本的形態は以下のとおりである。⁽⁸⁾



I. ドイツの近代化⁽⁹⁾と教育改革の発展

(1) シュタイン—ハルデンベルク改革

ナポレオン率いるフランス軍によって軍事的敗北をうけたプロイセンは、国家再建の方途を国家社会全般にわたる近代化に求めることを余儀なくされた。こうした課題を負ってすすめられたのがシュタイン—ハルデンベルク改革であり、国家制度改革の一環として教育行政機構の改革も推進せしめられた。

中央教育行政機構の改革としては、まず、従来の宗派別の宗務庁が廃止され、高等学務委員会も廃止され、それに代わって新たに内務省の一部局として「宗務公教育局」(Department des Kultus und öffentlichen Unterricht 1809年)が設置された。ここにプロイセンは、はじめて、宗務行政機構とは区分された統一的教育行政官庁を持つにいたった。そして初代長官にヴィルヘルム・フォン・フンボルトが就任したのである。なおこの宗務公教育局には高等教育や学術行政に関する諮問機関として「学術委員会」(die wissenschaftliche Deputation)がフンボルトの在任期間中に設置されている。

この宗務公教育局は、1817年には「宗務教育医務省」(Ministerium der geistlichen, unterrichts und Medizinal-Angelegenheit)に発展的に吸収され、中央政府に文部省が位置づけられるようになった。

シュタイン改革の基本課題の一つに、地方自治制と国制への参与の機構の問題があり、1808年シュタインによって制定された都市条令においては、市政の各分野ごとにそれぞれの委員会を設けること(175条)、そして学校行政にもこのような委員会を設けることが規定されていた(179条)。こうした規定にもとづいて1811年6月26日付の宗務公教育局詳令によって「都市学校委員会」(Stadtische Schuldeputation)が、そして1812年12月18日同訓令によって「村落学校理事会」(Landische Schulvorsitande)が設定されることとなった。

梅根悟も指摘しているように都市学校委員会とりわけ村落学校理事会において、教会—聖職者による学校監督が温存されているのはシックマン長官による旧体制との妥協の所産であり、フンボルトの構想よりはるかに後退したものであった。梅根は、そのような妥協的な一面を認めながらも都市学校委員会に関して「この制度は今日の教育委員会制度に近いものであり、その世界における最も早い先例の一つとすることができるであろう。それはまた財政の自主権は持たなかったし委員の選任は間接選挙によるものであったし、その他随所に旧体制の残滓を留めてはいるが、しかし教育委員会制度の先駆として相当に合理的な制度であった。」¹⁰⁰と指摘している。ただ中央行政の民主化—市民参与の機構化を経ていないという意味でそれはアメリカの教育委員会制度と

は異った性質のものといえる。

シュタインハルデルク改革によって、中央の宗教公教育庁（後に宗教文部医務省）の下に「州宗務学校委員会」「都市学校委員会」「村落学校理事会」という新しい教育行政機構が成立し、統一的な行政機構のもとで地方が一定の自治を許容された委員会制度が確立したのである。ここに、プロイセンドイツ型教育行政機構の基本形態が一応成立したわけであるが、そこには、委員会における聖職者優遇措置、そして学校管理における聖職者の権限の温存など旧体制との妥協がみられる。また一般国法（1794年）における教育法を継承し発展させることを課題としたジューフェルン教育法案（プロイセン国家の学校制度に関する一般的法律案、1819年）においても教会勢力との妥協的側面（第7章）がみられる。^[11]

(2) 3月革命期の教育政策

19世紀頭初のシュタインハルデンベルク改革一環としてすすめられた公教育—教育行政の近代化への動きは、20年代以降の反動期において挫折したが、40年のフリードリッヒウィルヘルム3世の逝去とフリードリッヒセウィルヘルム4世の登場の頃から再び活発化し、3月革命期にかけてその頂点に達する。

その後の民主化運動と48年の3月革命の所産であるフランクフルト憲法及びプロイセン欽定憲法の制定とその教育条項は、ドイツにおける近代公教育の憲法的基礎を築いたものとして画期的な意味をもつ。その後における各憲法の教育条項は、フランクフルト憲法、プロイセン欽定憲法のそれを継承発展させたものであるといつてよい。^[12]

フランクフルト憲法及びプロイセン欽定憲法は、学校が国家の監督下におかれるべきこと、そしてそれが国家によって任命された専門的官僚制によって行なわれるべきこと、したがって教会の教育支配は宗教教授を除いては排除されるべきことを明示している。とともに学校の外的事項の管理や財政負担は地方自治体の責務としている。

ここに、プロイセンドイツ型といわれる教育行政事務配分における中央・地方の関係が憲法レベルで原則的に確認されることになったのである。このような教育行政における中央・地方の関係は、その後のドイツ帝国、そして現代のワイマール共和国さらに戦後西ドイツの公教育制度にその基本的形態は継承されているといえる。

しかし、三月革命期のこの段階においては憲法レベルでは、教育の国家統監化、教育行政の世俗化、専門化が宣言されてはいても、下位法のレベルで、例えばプロイセン州初等学校令の如く、村落学校理事会における聖職者の優遇措置、また学校監督権を聖職者に委ねる点など教会勢力と妥協した旧体制を温存せしめていた点で近代化としてはきわめて不徹底なものであった。特にこの点、50年代の反革命期において復活強化され、教育運動を抑圧する機能を果していたのである。

(3) 第二帝政と近代公教育の成立

1871年1月1日に成立した新ドイツ帝国（第二帝政）において、帝国宰相兼プロイセン首相の職に就いたビスマルクのもとに、公教育制度の近代化がすすめられ、学校制度や教育内容の近代化は、三条令の廃止に続いて制定された「一般諸規定」（1872年10月15日）によってもたらされ、「文化闘争」の一環として制定された「学校監督法」（1872年3月11日）によって、学校管理の世俗化がはかられ一時期を画することとなる。¹³⁾

この学校監督法は、地方及び郡視学の任命権が国家のみの権限であることを確認し、地方教育行政からの教会勢力の排除をはじめて制度化したものであり、ここにおいて教育行政の世俗化—国家統轄化が一応の完成をみるのである。この学校監督法は、従来からの教育行政事務に関する中央・地方の配分関係を前提としながらその形態枠内で懸案事項であった学校管理の世俗化を具体的にすすめたものであった。ここに、19世紀初頭以来のなしくずしの近代化の所産として、プロイセンドイツ型教育体制が確立することになったのである。

ただし、視学の世俗化が実際に進行したのは主としてカトリック地域であり、プロテスタント地域では従来の聖職者視学をそのまま形式上の任用替えをするにとどめ、世俗化が徹底されなかった。¹⁴⁾ このために、その後の教育運動において一貫して世俗化への要求が掲げられていくことになり、そうした要求の一定の反映が後のワイマール憲法第144条「学校の監督は専任の専門的教養を積んだ公務員によって行なわれる」という条文の設置に結実していくことになるのである。

II. ワイマール共和国の成立と憲法の制定

— その歴史的意義と課題

第1次大戦末期に起きたドイツの11月革命は（1918年11月9日）、これまでの帝政を打倒し、共和政国家を創出せしめたのであった。そして、翌年の2月には、混乱のベルリンを避けて、ザクセンのワイマールにて憲法制定議会が開かれ、8月14日、ドイツ国憲法—ワイマール憲法の公布がなされたのであった。

かくして成立したワイマール憲法は、社会民主党が主導したものであったから、「民主化」と「社会化」のプログラムを豊富に盛り込むものとなったが、それは、「社会主義化」をめざすものというよりは、体制内の矛盾を福祉国家政策によって解決せんとしたきわめて現代的なものであった。このようなところから、ワイマール憲法の教育条項も、19世紀のフランクフルト憲法以来の自由権的规定を継承しつつ、社会権的规定を積極的に盛り込んでいるのである。

ワイマール憲法の教育条項と呼ばれているものは、第120条「子を教育して、肉体的精神的および社会的に有能にすることは、両親の最高の義務であり、かつ自然の権利であってその実行については、国家共同社会がこれを監督する」、第122条「少年は酷使されないように、ならびに道徳的精神的または肉体的に放任されないように保護されなければならない。国及び市町村は必要な措置をとらなければならない。」との条項も関係するが、主要には第2編第4章教育と学校の諸条項をいい、その内容は以下のとうりである。⁽¹⁵⁾

第142条(2) 芸術、学問、およびその教授は、自由である。国は、これらのものに保護を与え、かつ、その育成に参与する。

第143条(1) 少年の教育については、公共営造物によって、これを配慮しなければならない。その設置にさいしては、ライヒ、ラント、および市町村が協力する。

(2) 教師の教育は、高等教育(die höhere Bildung)について一般に適用される原則にしたがい、ライヒについて統一的にこれを規律しなければならない。

(3) 公立学校の教師は、国家公務員の権利義務を有する。

第144条(1) 全学校制度は、国の監督をうける。国は、市町村をして監督に参与させることができる。学校の監督は、これを主たる職とし、専門家的に予備教育をうけた公務員によって、行われる。

第145条(1) 就学は、一般の義務である。その義務の履行は、原則としてすくなくとも8年の修学年限を有する小学校と、これにつづく18歳までの上級教育学校〔への就学によって〕なされる。小学校および上級教育学校(Fortbildungsschule)における授業および学用品は、無償である。

第146条(1) 公立学校制度は、有機的にこれを構成しなければならない。すべての者に共通な基礎学校の上に、中級および上級の学校制度がつくられる。これをつくるについては、多種多様の生業に応すべきであり、子を一定の学校に入学させるについては、その資質と性向とを標準とすべきであって、その両親の経済的および社会的地位、または宗教上の信仰を標準とすべきではない。

(2) しかし、市町村内においては、教育権者の申請に応じて、秩序的学校経営が、第1項の意味においてもそこなわれないかぎり、その信仰または世界観の小学校が設置されなければならない。教育権者の意思は、できるかぎり、これを考慮しなければならない。詳細は、ライヒの法律の原則にしたがい、ラントの立法がこれを定める。

(3) 資力に乏しい者の中級および上級学校への進学については、ライヒ、ラントおよび市町村によって公の資金が用意されなければならない。とくに中級および上級学校の教育(Ausbildung)に適するとみられる子供の両親のために、教育の終るまで学資の補助が用意されなければならない。

第 147 条(1) 公立学校の代用としての私立学校は国の認可を必要とし、かつ、ラントの法律にしたがう。認可は、私立学校がその教授目的および設備ならびにその教師 (Lehrkräfte) の学問的教養が公立学校に劣らず、かつ、両親の資産状態に応じて生徒の差別待遇がなされない場合に、与えられなければならない。認可は、教師の経済的および法的地位がじゅうぶんに確保されない場合には、拒否されなければならない。

(2) 私立の小学校は、第 146 条第 2 項によってその意思を考慮することを要する少数の教育権者のために、市町村内にその信仰 (Bekanntnis) または世界観の公立小学校が存在しない場合、または教育行政官庁が特別の教育的利益をみとめる場合にのみ、許されなければならない。

(3) 私立の予備学校は、これを廃止しなければならない。

(4) 公立学校の代用としての作用をもたない私立学校については、現行法は努力を有する。

第 148 条(1) すべての学校においては、ドイツ国民性と国際協調の精神において、道徳的教養、公民としての考方 (Gesinnung)、個人的および職業の有能さを〔身につけさせるように〕努力しなければならない。

(2) 公立学校における教育にさいしては、考を異にする者の感情が害されないように、考慮しなければならない。

(3) 公民科 (Staatsbürgerkunde) および労働教育は、学校の教科目である。すべての生徒は就学義務を終るにさいし、憲法の複製をうける。

(4) 国民大学をふくむ国民教育制度は、ライヒ、ラントおよび市町村によって助成されるべきである。

第 149 条(1) 宗教教育は、宗教に関係のない (世俗的 weltliche) 学校をのぞいて、学校の正規の教科目である。宗教教育の実施は、学校立法中に規律される。宗教教育は、当該宗教団体の教義にしたがって、国の監督権をさまたげることなく、行われる。

(2) 宗教教育の実施および礼拝を行うことは、教師の意思表示に任せられ、宗教教育科目および教会の祭典および行事への参加は、子の宗教教育を決定しなければならない者の意思表示に任せられる。

(3) 大学の神学部は存置される。

第 150 条(1) 芸術・歴史および自然の記念物ならびに風光は、国の保護および配慮 (Pflege) をうける。

(2) ドイツの芸術的所有物が外国に流出するのを防止するのは、ライヒの仕事である。

1. それでは、以上のようなワイマール憲法の教育条項をどのように評価すべきか。

例えば、長尾十三二は「ワイマール憲法は国民主権主義を確認し、労働者の社会的経済的権利を保障するなど、きわめて革新的である」¹⁰⁶と評価しつつ、西洋教育史研究の立場から、その特色を5点げている。すなわち第1に、超階級的な統一学校制度の実現を期したということ 第2に、宗教教授を欠く学校の設置を認めたということ 第3に、教員養成学校を原則として高等教育レベルに位置づけたということ 第4に、公民教育および作業教育を教科と定めたということ 第5に、18歳まで義務無償の補習学校制度を規定し補習学校を職業学校へと改組する道を開いたということ、の以上5点である。しかしながら「第1第2の特色はいずれも複雑な妥協の産物であって第1の点については、基礎学校の年限さえも明らかにされておらず、また第2の点については、宗派主義宗教教育の原則そのものは動いていないという問題点が残されていた。」¹⁰⁷と指摘している。

持田栄一は、「この時期はすでに「現代」が開幕される時期であり、ソビエト革命の成功とその影響で各国の社会主義運動が昂揚し、近代公教育そのものの変革が問われる時期であった。」とし、「このようなわけで、ワイマール教育体制には、教育を近代化するとともにこれを現代の課題に即して再編し変革しようという二重の課題がみられる……ワイマール憲法は、このゆえに、……さきへのべた二つの課題と関連して多彩な教育政策のプログラムを規定している」¹⁰⁸とのべている。ワイマール憲法を、19世紀以降の教育の近代化の発展でのみみるのではなく、社会主義との緊張関係のなかで「社会化」という新たな課題を担ったすぐれて「現代」的なものとの評価は示唆に富んでいる。

さらに、ワイマール憲法の教育条項を戦後西ドイツのボン基本法のそれと比較した場合どのような特質を指摘すべきか。

ボン基本法の教育条項をみていくと、それは、ワイマール憲法は同様、教育の近代化に関する諸原則を確認している点に一つの特色がうかがわれる。そして、それらは、教育条項の大半を占め、ワイマール憲法の場合以上に大きな比重を持っている。これは、ボン基本法が、ナチス時代の経験を顧慮して基本権の保障を徹底していることと関連して、私的個人の教育の自由を特に尊重しているものと考えられる。ボン基本法においては、こうした教育の自由権的立場の尊重と対比して、教育の社会化—現代化に関する規定が大幅に後退している点が一方向の特色となっている。ただ各ラントの憲法レベルでは、社会権的プログラムは十分に尊重されラントによってはワイマール時代よりも拡充されている点もあることを看過してはならないだろう。¹⁰⁹

2. 本稿においてはワイマール憲法の教育条項に関し、それぞれ仔細に検討することはできないが、小論の課題意識とかわかって、以下ではワイマール期における教育—学校と国家との関係の改革の問題に関し言及しておきたい。

この点に関するワイマール憲法の規定は、「すべての学校制度は、国の監督をうける。国は、市町村をして監督に参加させることができる。学校の監督は、専任の、専門的教養を積んだ公務

員によって行われる」(第144条)との規定である。

学校に対する国の監督権限は、Iでみたように、ドイツの近代化の過程で、教会の教育権を国家権力が掌握することによって確立して来たものであり、そのことを前提とはしているが、教育行政の世俗化—専門化の原則が憲法レベルで保障されたことの意義は大きいといわなければならない。

さらに、共和国成立期には政治変革がすすみ、ドイツ全体に民主化の潮流が大きな高まりをみせていたことを背景に、教育運動においても、一方では、「学校自治」や教師の「教育の自由」への要求が出されていくとともに、他方では、参与民主主義への要求—教師、親、子どもの学校や教育行政への参加が課題として提起され、その一部が法制化されていったのである。この点、以下の指摘が参考となる。

「先づ10年代の前半には、各州で職員会議は必置機関とされ、その権限もかなりの拡大をみた。教員には職員会議の議案提出権や議決権が保障され、校長は、職員会議の決定に対してただ限定的拒否権を有するにすぎないという制度が生成した。つづいて、1919年には、プロイセンやバイエルンで自治としての合議制学校管理(Kollegiale Schulleitung)が法的保障をうけたのをはじめとして、23年までに、ブレーメン、チュービンゲン、ザクセン、ハンブルクの諸州でかかる法制度が確立したのである。」²⁰⁾

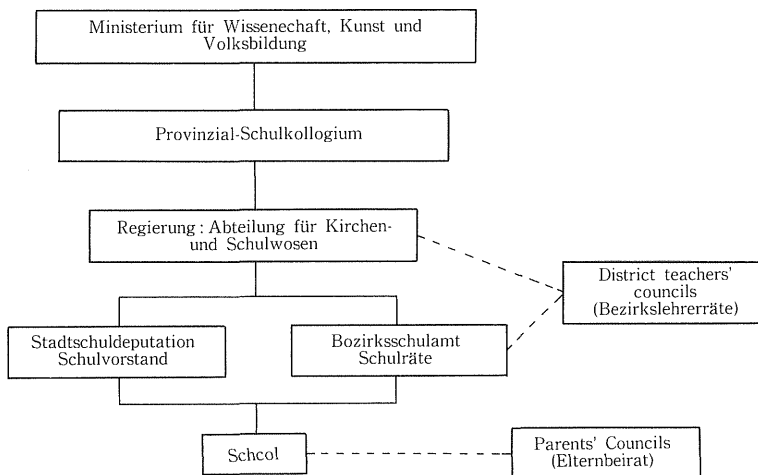
「ワイマール期には、各地で、父母代表による父母協議会(エルテルンバイレーテ)が組織され、学校教育の基本的な在り方、学校経営の方針などについて協議したり審議したりする権限を認められて、学校の管理、運営を民主化することに貢献した。とくに、ライプツヒ市の事例は有名である。プロイセンでも「父母協議会規程」(1919.11.5)が定められた。ただしこの制度は、政治的対立の場となりがちであるということを口実に、ナチス政権のもとで廃止され(1934)、上意下達の教化組織である保護者会に組みかえられる。」²¹⁾

このようなワイマール期の学校自治—職員会議の法制化や、父母協議会の制度は²²⁾、19世紀からの伝統的な集権的行政構造と官僚制を前提とした上での改良主義との見方もできるが、一面でワイマール期が戦後日本の改革と比較されることがあるが、組織論的視点が弱く職員会議も父母会も学校法制に位置づけることができなかつた日本の戦後教育改革に対して、一つの問題提起として示唆を与えてくれるものと思えてならない。

<注>

- (1) 長尾十三二『西洋教育史』。1978. 東大出版会。 p. 264.
- (2) 持田栄一「現代ドイツ公教育の基本構造」『東京大学教育学部紀要第10巻』1968年。 p. 153.
- (3) I. L. Kandel『Comparative Education』1933. p. 208.
- (4) I. L. Kandel. 前掲書。 p. 216.

- (5) この点に関しては、拙稿「ドイツにおける教育行政機構の近代化過程に関する一考察——プロイセンドイツ型教育行政機構の形成過程」『東京大学教育学研究紀要第3巻』1982年。
- (6) 塩野宏『オットーマイヤー行政法学の構造』。東京大学出版会。 p. 298.
- (7) 藤法映『現代ドイツ政治教育史』。1978年。新評論。 p. 84.
- (8) 持田栄一『教育管理』。1961年。国土社。 p. 20~21.
- (9) ドイツの近代化に関する研究は、それぞれの学問的立場からアプローチされているが、例えばドイツの市民革命をいつとみるかという問題に関しては、①1848年3月革命及びその後の上からの革命説、②1918年11月革命説、③1945年説とあり、ドイツ資本主義の歴史的發展をどのようにみるかという問題とかかわって見解の分かれるところであるが、小論においては、①の立場で教育の近代化の過程をおさえている。
- (10) 梅根悟『近代国家と民衆教育—プロイセン民衆教育政策史』。1967。誠文堂新光社。 p. 76~78.
- (11) 石井庄司「民衆教育と国民教育」。1970。福村出版。 p. 259.
- (12) 持田栄一。前掲論文。 p. 116。 p. 155~8.
- (13) 長尾十三二。前掲書。 p. 211~214.
- (14) K. H. Gunther. 『Geschichte der Erziehung』 1960.
- (15) 高木八尺。末延三次。宮沢俊義編『人権宣言集』。1957。岩波書店。 p. 204~212.
- (16) 長尾十三二。前掲書。 p. 260.
- (17) 長尾十三二。前掲書。 p. 261~2.
- (18) 持田栄一。前掲論文。 p. 135.
- (19) 持田栄一。前掲論文。 p. 137, p. 155~8.
- (20) 結城忠「西ドイツにおける学校自治の法的構造」『季刊教育法』。1978夏季号。 p. 145.
- (21) 長尾十三二。前掲書。 p. 263.
- (22) この点に関しての実証的研究は小論において課題として残っているが、ワイマール期の教育行政が19世紀のプロイセンドイツ帝国期のそれより一歩改良されたものとして存在したことは以下の行政機構図からも明かであろう。特に教員協議会 (Bezirkslehrerrate) や父母協議会 (Elternbeirat) の設置が特徴的である。



(参考) Clara Stratemeyer 『Supervision in German Elementary Education 1918—1933』 (Columbia University 1938年)